建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年４月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社Ｇｉｎｚａ　池田　　馨　東京都中央区銀座６―13―16銀座ウォールビル２Ｆ　国土交通大臣許可（般―21）第22481号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年２月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年４月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　竹中産業株式会社　竹中　繁夫　東京都千代田区鍛冶町１―６―16　国土交通大臣許可（般・特―21）第14646号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年４月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社インターコープ　藏内　　薫　千葉県市原市八幡浦１―12　国土交通大臣許可（般―25）第25234号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年４月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社荒井組　荒井　喜良　東京都大田区西蒲田７―36―７　国土交通大臣許可（特―24）第2222号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年４月 27 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　横尾建設株式会社　横尾　　巧　埼玉県本庄市小島６―11―67　国土交通大臣許可（般・特―22）第2137号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

マンション管理業者の業務停止処分の公告

マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第82条の規定に基づく処分をしたので、同法第84条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年４月 27 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　被処分者
⑴　商号　大阪ガスコミュニティライフ株式会社
⑵　代表者氏名　武枝　和彦
⑶　主たる事務所　大阪府大阪市中央区瓦町２丁目３番10号
⑷　登録番号　大臣(3)第061446号
⑸　登録年月日　平成24年８月７日
2　処分年月日　平成27年４月14日
3　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第82条に基づく業務停止命令（45日間）
⑴　業務停止期間　平成27年４月29日から平成27年６月12日まで
⑵　停止を命ずる業務の範囲
マンション管理業に係るすべての業務。ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

海難審判所公告

平成 24 年横審第 21 号

貨物船新衛丸岸壁衝突事件

この事件について来る６月24日午前９時30分審判を開廷するから、当海難審判所に出頭されたい。

平成 27 年４月 27 日

横浜地方海難審判所

審判官　黒田　敏幸

蛭田　和廣　殿

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第２０００８号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍群馬県前橋市北代田町254番地、最後の住所群馬県前橋市上細井町2000番地２、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成24年11月30日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和６年９月28日、職業不詳
被相続人　亡　飯島　和美
群馬県前橋市下細井町642番地108、事務所群馬県前橋市昭和町３丁目12―11
相続財産管理人　弁護士　市場　和政
前橋家庭裁判所

平成２７年（家）第２０００９号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍群馬県伊勢崎市豊城町2402番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日平成25年３月23日、出生の場所群馬県伊勢崎市、出生年月日昭和22年１月15日、職業不詳
被相続人　亡　福島　英治
群馬県前橋市江田町179番地８、事務所群馬県前橋市大友町１丁目３番地２　東和ビル３Ｆ
相続財産管理人　弁護士　小磯　正康
前橋家庭裁判所

平成２７年（家）第９０００５号

東京都渋谷区宇田川町１番１号
申立人　東京都渋谷都税事務所長　譲原　秀晃
本籍東京都渋谷区本町２丁目20番地７、最後の住所東京都狛江市岩戸北３丁目８番11―106号、死亡の場所東京都多摩市、死亡年月日平成25年２月９日、出生の場所東京府東京市渋谷区、出生年月日昭和18年５月11日、職業不詳
被相続人　亡　金子　重之
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目８番10号　エクセレンス吉祥寺301号室　榎本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳
東京家庭裁判所立川支部